

令和４年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

１．日時 令和４年６月２２日（水）１３：００～１５：０７

２．方法 オンライン

３．出席者

【政策評価委員】（五十音順）

池谷 修一 公認会計士

小林 庸平 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員

多田 英明 東洋大学法学部教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

南島 和久 龍谷大学政策学部教授

【事務総局】

田辺官房政策立案総括審議官、菱沼官房参事官、塚田経済取引局総務課長、

小室調整課長、寺西デジタル市場企画調査室長、高山調整課長補佐、

石黒官房総務課長補佐、金沢官房総務課係長

４．議題 令和４年度政策評価について

発注機関における入札談合の未然防止

競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

政策規制分野等に係る調査・検討及び評価

デジタル市場における競争環境の整備

５．配布資料（資料の掲載は省略）

資料１－１ 標準様式

１－２ 実績評価書（案） 担当課：経済取引局総務課

資料２－１ 標準様式

２－２ 実績評価書（案） 担当課：官房参事官

資料３－１ 標準様式

３－２ 実績評価書（案） 担当課：調整課

資料４－１ 標準様式

4-2 実績評価書（案） 担当課：デジタル市場企画調査室

6. 議事録

【菱沼官房参事官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度公正取引委員会政策評価委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には本日も御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日司会進行を務めます官房参事官の菱沼と申します。

今回はオンライン会議になりますので、初めに注意事項を申し上げたいと思います。まず、御発言する際を除きまして、マイクは原則ミュートにさせていただければと思います。また、御発言される際には御自身でマイクをオンにさせていただければと思います。それから、政策評価委員の皆様におかれましては、カメラのオン、オフは自由とさせていただきます。通信環境によって画像が乱れる等の場合はカメラをオフにいただいても結構です。そして、途中通信が途切れてしまった場合は、お手数ですが、再度お送りしたURLからアクセスしていただければと思います。それでもつながらない場合は、お手数ですが、緊急連絡先としてチャット欄に電話番号を載せておりますので、そちらまで御連絡を頂ければと思います。

その他質問等がございましたら適宜御発言いただくか、主催者宛てにチャットをお送りいただければと思います。

なお、今回の政策評価委員会につきましては、傍聴される方はいません。

それでは、政策評価委員会の開会に先立ち官房政策立案総括審議官の田辺から御挨拶がございます。

【田辺官房政策立案総括審議官】 政策立案総括審議官の田辺でございます。

本日はお忙しい中、令和4年度の公正取引委員会政策評価委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度は四つの施策について、実績評価方式により評価書案を作成させていただいております。

政策評価では、各行政機関がその所掌に係る政策について適時にその政策効果を把握し、これを基礎として必要性、効率性又は有効性の観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を政策に適切に反映させなければならないとされております。当委員会では、今後とも政策評価制度の趣旨をしっかりと踏まえまして、同制度を的確に実施していくとともに、政策評価方法などの改善にも取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

本日は委員の皆様方から幅広い見地から忌憚のない御意見を頂きまして、公正取引委員会における政策評価の客観的かつ厳正な実施を確実なものにしていきたいというように考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【菱沼官房参事官】今年度政策評価の対象となっている施策は、一つ、経済取引局総務課が担当している「発注機関における入札談合の未然防止」、二つ、官房参事官が担当している「競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化」、三つ、経済取引局調整課が担当している「政府規制分野等に係る調査・検討及び評価」、四つ、経済取引局デジタル市場企画調査室が担当している「デジタル市場における競争環境の整備」の4施策でございます。

なお、このうちデジタル市場企画調査室の施策につきましては、同室が令和2年4月に設置されたことから、令和2年度及び同3年度の計2年度分の実績値しかございませんが、今年度が現在の公正取引委員会政策評価基本計画の最終年度であることから、今年度の政策評価の対象としているものでございます。

それでは、初めに発注機関における入札談合の未然防止について担当課より説明いたします。

〔資料1－1標準様式（案）「発注機関における入札談合の未然防止」及び資料1－2実績評価書資料（案）「発注機関における入札談合の未然防止」を説明〕

【菱沼官房参事官】それでは、ただいまの説明に関しまして政策評価委員の方から御質問、あるいはコメントがありましたらお願いしたいと思います。発言を希望される政策評価委員の方におかれましては、画面の下に挙手ボタンがございますので、そちらを押していただければ私から指名いたしますので、指名された方は御自身でマイクをオンにして御発言いただくようお願いしたいと思います。

それでは、お願いしたいと思います。

それでは、小林委員、手が挙がっていますので、お願いいたします。

【小林委員】三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林と申します。御説明ありがとうございます。とてもよく分かりました。全体としては、とても必要性も有効性も効率性も高い事業だと理解いたしました。幾つか気付いた点を申し上げたいと思います。

一つ目が、研修内容の職場内への周知の割合がウェブ化してから少し少なくなっている一方で、理解度などは余り変わってない。これは大変興味深いなと思いました。ウェブ化が要因なのかどうかを見るとしたら、例えば、手元のアンケートでもし分かるのであれば、ウェブ形式と対面形式のクロス集計みたいなものを取ったときに、周知の割合に差が出ているのかどうかというのを見てみると、原因を探れるのではないかと思います。

例えば、理解度に関して、ほとんどクロス集計の結果が変わらないのであれば、一人一人の個人に対する研修という意味では、ウェブ形式はほとんど有効性は落ちないということになると思います。また、コストが低ければ効率性は上がるということになると思います。有効性や効率性の根拠にもなってくると思いましたので、もしアンケートのローデータがあるのであれば、集計してみてもどうかと思いました。

二つ目は、評価というよりはこれからの改善の可能性なのかもしれませんが、引き続き公正取引委員会として研修の内容を職場に共有してもらうことが重要だとした場合、そうした共有を促すようなことを研修の中でしているかどうかということです。こういうときは、動作指示を明確化することがすごく大事だと言われており、例えば共有はこうやったらいいですよとか、ウェブ形式でやっているなら社内に展開するメールの文面を作ってあげるとか、ウェブに掲載している動画のリンクを事前に用意しておいて、それを共有しやすくするとか、そういうことは十分あり得るのかなと思っています。もしかしたらそういうことを通じて、共有しようという意欲を高められる可能性があるのかなと思っており、工夫できるかなと思いました。

取り急ぎ2点でございます。

【塚田総務課長】ウェブの場合と対面の場合との関係なのですが、私どももどれがウェブ形式なのかというところがはっきりしないところがあります。というのは、会場に行って対面で行う場合でも、会場からウェブ形式で色々なところに流しているという可能性があるのです。例えば、令和3年度に本局で行った61回の研修の中で、確実にウェブ形式で実施されたと思われるものが16回ございました。少なくとも全体の約4分の1はウェブ形式で行っているということになります。そこで、御指摘のあった理解度や有益度について、ウェブ形式の場合と対面形式の場合とでどのくらい違うのかというのを見てみたのですが、結果としてはほとんど変わりませんでした。理解度についても有益度についても、ウェブ形式の方が全体平均よりも少し下がるというこ

とはあるのですが、数値はほとんど変わりませんでした。例えば、実績評価書資料の表3に記載しておりますが、理解度に関しては、令和3年度において、理解が深まった又は多少深まったと回答した割合は全体で95.5%でしたが、ウェブ形式の場合は92%でありました。また、表4に記載しておりますが、有益度については全体では94.6%、ウェブ形式では92.9%ということで、余り大きな差はないと考えております。

2点目ですけれども、共有の働きかけとして、講義の中で講師から口頭で共有、周知をお願いしますということは言うておりますが、先生の御指摘を踏まえて、共有のやり方などについては工夫してまいりたいと考えております。

御指摘ありがとうございます。

【小林委員】どうもありがとうございます。1点目は、評価書にも入れていただくと非常に興味深い内容だなと思いましたので、必要かどうか御判断いただければと思います。

【菱沼官房参事官】続いていかがでしょうか。多田委員、お願いできますでしょうか。

【多田委員】東洋大学の多田でございます。御説明拝聴しました。

既に高い次元でこの施策を実施しておられますので、余り改善に向けた御提案というわけでもないのですが、お話を伺っておりまして、私どもが大学でやっていたこの3年間の取組を思い出しました。今年はコロナ禍3年目の春になりましたが、一昨年度は手探りの状態、昨年1年間は対面とオンラインを併用してみて、オンライン授業にもメリットもあるということを改めて認識したところです。今年度は、むしろ積極的にオンラインを授業に活用しておりますが、これはどこの大学も同様ではないかと思えます。

指標を拝見すると、オンライン化しても基本的には下がっていないということで、高い成果を上げていると思えます。

1点、オンラインにより授業を実施する際の課題と言われているのが双方向性をどのように確保するかという点です。大学の場合は、文科省から学生の質問などに適切に対応できる双方向の指導体制を確保するように求められています。御説明のあったオンデマンド方式というのは、時間に縛られないので有効な実施方法だと思うのですが、オンデマンドで視聴した方から質問等があった場合に対応できる体制をとっていただくと、受講した方の満足度や理解が深まるものと思えます。オンデマンドで見た視聴者から何か質問やコメントに対して回答できる双方向のやり取りがあるとより良

いのではないかと思います次第です。

【塚田総務課長】オンデマンド方式の場合、収録の中で講師から何か御質問がありましたら、メールでもお電話でも結構でございますので、御質問を下さいという形で伝えているのですが、実際にはそれほど質問が来ていないということです。その辺はもう少し工夫していけたらなと考えております。

御指摘ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】では、続きまして池谷委員、お願いできますでしょうか。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

実績評価書資料の5頁に、過去3年間に研修を実施した発注機関の割合として、国の機関で52%との記載がありますが、これについてはどのように評価しているのでしょうか。

【塚田総務課長】ありがとうございます。

これは平成30年に公表した実態調査の報告書に関する記載でございますが、「とどまっている」という書き方をしておりますように、我々としてもまだまだかなと考えております。

研修を行うと、リピーター的にまたお願いしますと言っていただくところもあるのですが、我々としては研修を実施した発注機関の割合を増やしていけるように、まだ研修を実施していない発注機関に働きかけていきたいと考えております。数字としては、まだまだ少ないのかなと考えております。

【池谷委員】数字を取っているということは、対象となる機関がどれだけあって、そのうちの52%が研修をやっていると具体的に分かっているということですか。

【塚田総務課長】例えば国の機関であれば、どの機関が研修を実施しているかというところは分かっております。

【池谷委員】法律で官製談合防止法というのがあって、官製談合を抑止しなければならないということで、原則的には、発注機関において研修を実施しなければならないというのが本来だと思うのですが、どうして研修を実施している発注機関が少ないのかなと思いました。研修を実施していない発注機関が分かるのであれば、公正取引委員会のサイト上でどの機関がいつ研修を実施しているかということを事前に公表して、自発的にやっていただくことを促すとか、基本的なお考えは何かありますでしょうか。

【塚田総務課長】ありがとうございます。

平成6年の閣議了解で、発注者は公正な調達を行うための研修プログラムを実施するとされておりますので、そういった点やただ今の御指摘も踏まえて、どういうことができるかということを検討していきたいと思います。

【池谷委員】先ほど御説明があったように、官製談合自体が減らないという状況にあって、まず研修を実施することが必須であって、研修を実施した上でも官製談合をやるというのは、意識して官製談合をやっているということになると思います。ステップとしては、まず研修を実施しなければいけない、自発的に研修をやるという、その土壌が必要だと思います。最近、民間では、情報を開示することによって自発的に行動を促すということを最低限やっておりますので、是非、御検討いただければと思います。

【塚田総務課長】この数字は、平成30年に調査を行ったときの数字ですので、若干古いものですが、今どうなっているのかという実態の把握も含めて、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

【菱沼官房参事官】挙手ボタンを押していただきましたので、南島委員、お願いできますか。

【南島委員】御説明ありがとうございます。

1点だけ教えていただきたいなと思ったのですが、理解度テストの正答率が98%とかなり高い数値ですが、これはテストの平均点ということなののでしょうか。

【塚田総務課長】テストの平均点は表6として、実績評価書資料の3頁に記載しておりますが、令和元年度から関東甲信越ブロックで実施している取組で、令和3年度は98.3%になっております。これは、100点満点のうち98点というような趣旨です。

【南島委員】これはかなり高い点数ですけれども、ほとんどの方が満点を取れるようなテストということですが、難易度的にはそういうものなののでしょうか。

【塚田総務課長】98.3%が正解するというのは、確かに難易度が十分ではないのではないかと御指摘もあると思います。

最近の新しい試みとしまして、研修をする前にテストをやってもらい、研修をした後にもう一回テストをやっていただき、その改善の度合いなどを調べたりしております。それでもテストの正答率は非常に高くなっておりますので、テストの中身についても色々考えてまいりたいと思います。

【南島委員】テストをやる意味というのは、理解していただけない単元を探してくる

とか、こちら側が教材上の工夫をするとか、そういうところに意味があるかと思います。また、業態ごとに理解が進むところと進まないところがあるかという点も判別がつくと思います。関東甲信越ブロックのみでテスト実施しているということですが、なぜ全国でやらないのかなと思います。理解度を確認するにはテストではなく、クイズでもいいと思うのですが、いずれにしろ正答率が高いものばかりで構成しても、余りフィードバックと言いますか、PDCAサイクルが回らないので、そこは何か実用に資するようにしていただいた方がいいと思いました。

大学でテストをやるときには、平均が75点ぐらいになるように調整をしたりします。社会人向け研修ではそんなに厳しいテストをする必要はないと思いますが、理解が進みにくい単元とか、教材上の工夫が必要なところをはじき出すために、テストやクイズの工夫をするとよいと思います。また、内容をより深いところまで理解していただくような導きのツールとするということもあり得るかなと思いました。

【塚田総務課長】ありがとうございます。

先ほども申しましたが、最近の取組として、まだデータを取るほどではないのですが、研修前に1回、クイズに近いものを行った上で、研修後にもう一回テストを解いていただくという試みをやっています。具体的な数字は手元にありませんし、うまく集計できるかどうか分からないのですが、私が結果を見た印象では、研修前に行うテストは余り点数は良くないものなのですが、研修を行った後ですとかなり点数が良くなって、100点に近くなっているなという印象があります。

それに限らず、こういったことができるかについては色々検討してまいりたいと考えております。

【南島委員】今の話で言いますと、研修前にやるテストで高い点数を取っている単元というか、項目もありますよね。常識的に回答できるものですね。逆に研修をやることで伸びる項目もあるわけですね。そういったものも何か教材のやり方とか講義のやり方とか、フィードバックできそうな気もいたしますけれども、せっかくそれだけのエネルギーが使われていると、使わないともったいないかなというような印象でございます。

【塚田総務課長】貴重な御指摘ありがとうございます。そういった観点からもよく見直してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【南島委員】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】中村委員、お願いいたします。

【中村委員】私からは、南島委員の御意見というか、御質問とも少し関わると思うのですが、研修で色々な事例を紹介していると思います。

その場合、紹介する事例としてどんなものを用意すると、より研修効果が高いか、つまり、明らかにこんなのはまずいと誰もが分かっている、絶対そんなことをやらないような事例を作ることはできると思いますが、そういう事例を実際に聞いて、参加者がこれは聞いてよかったなと思うかという疑問があると思います。

事例としては、うっかりやってしまうとか、余り違法性の意識を持たずにやってしまうような行為なのだけでも、これはこういう理由で駄目なのだと言えるようなものをなるべく出した方が参加者の印象にも残りやすいと思いますし、理解の増進ということにも効果があると思います。

そういった事例として、どういうものがよいのかというところについて、色々とお考えのこともあると思うのですが、せっかく色々なところで研修を実施しているので、アンケートなどで意見を聞いてもよいかなと思いました。アンケートという形で全員からアンケートを取ると余り詳しいことを聞けないということもあるとすると、例えば、研修の責任者と言いますか、担当者にとってちょっと深いところを聞きたいので教えてくださいとか、受講した人の様子を見ていて、この事例とこの事例だったらどっちがより刺さっていましたかといったような形で、今後の教材をいかにブラッシュアップしていくかといった情報を取ったらどうかなと思いました。もし、既にやっていらっしゃるのであればよいかなと思います。

もう一点素朴な質問と言いますか、もしかしたら私の方で御説明を聞き漏らしたのかもしれないところなのですが、実績評価書2頁の表2で、各地域での参加者数の表があったかと思うのですが、ちょっと気になるのが、全体の合計の人数を見ると、回数は減っているが、オンラインで実施することで参加人数が大体コロナ前、平成30年とか令和元年ぐらいのところまでは戻ってきているという感じに見えるのですが、地域によってはなかなかコロナ前の数値まで全然戻ってきていない、コロナでガンと落ちてしまったのがまだ続いているところがあると思います。そうすると、どうしてこれらの地域については、まだ戻ってないのかというところが気になるところです。もし、そのあたりの原因がお分かりであれば教えていただきたい。あわせて、それに対してどう対策を取るのかというところ、コロナということで2年、3年と間が空いて

しまうと、その分周知の効果がだんだん薄れてしまうと思いますので、なるべくこの落ちた分を早めに取り戻す取組を重点的に何かやった方がよいのかなと思いました。研修を向こうから呼ばれるのを待つのではなくて、どんどんこっちから働きかけるなどの取組も必要なのかなと思いました。その点についてどのように考えているのか、あるいはどういう施策が既にあるのかというところを２点教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

【塚田総務課長】ありがとうございます。

まず、２点目の御質問でございますが、確かに表２を見ますと地方ごとに若干ばらつきはあるかなと思います。なぜばらつきがあるのか、あるいはなぜこの地区については回数についても人数についても余り戻っていないのかというところは、まだ詳細な分析はしておりません。例えば、ウェブ会議方式に対応できる自治体が比較的少なかったとか多かったとか、そういうことも多少あるのかなとは思いますが、御指摘を踏まえて、そういった要因についても分析していきたいと考えております。

それから、１点目の御指摘について、講義の中では公正取引委員会が過去に行った事件の事例を説明することが主になります。そうすると、どうしても明らかに違反だと分かるような事例が比較的多くなってしまいうところはあろうかと思います。御指摘も踏まえて、受講生に考えてもらえるような事例なども含めることも含めて検討してまいりたいと思います。

【菱沼官房参事官】委員の皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございました。発注機関における入札談合の未然防止につきましては、これで終了とさせていただきます。

【塚田総務課長】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】それでは、続きまして二つ目の施策であります競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化、資料の２－１、２－２でございます。担当である官房参事官、菱沼から説明をいたします。

〔資料２－１標準様式（案）「競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化」及び資料２－２実績評価書資料（案）「競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化」を説明〕

【石黒官房総務課長補佐】それでは、ただいまの説明に関しまして政策評価委員の方

から御質問、あるいはコメントがございましたらお願いいたします。挙手ボタンを頂きましたので、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】中村です。私の方からは、比較的簡単と言いますか、素朴な質問を一つしたいと思います。講演会やセミナーをオンラインで実施することにより、参加者層の広がりを実現しているのは非常によい点だと思いました。

他の政府系の色々な研究所等でもやっていることだと思うのですが、セミナーなどを最近オンラインでやるようになってきたために、録画も非常に簡単にできるようになり、それを後日、動画サイト等で視聴できるようにしているものが増えてきているなど感じております。大学でもゼミの時間などに、学生に見せたりしています。当然、いきなり動画を学生が見ただけだと理解しづらいので、私が少し解説を入れながらという感じになるのですが、そういう形で動画を使うというのは学生に専門的な話の一端を触れさせられつつ、私が解説を入れることで、そういったものが学生にとっても身近になるということがあるなと感じています。

公正取引委員会、あるいはC P R Cの方でも、当然講演する方が録画をされると困るということは十分あり得ると思いますので、時と場合によると思うのですが、もしも、公正取引委員会としても大々的に色々な人に視聴していただきたい内容のときに、動画も併せて公表してはどうかと思いました。先ほどホームページを見ましたら、資料は既にP D Fで公開されていたと思うのですが、資料だけよりは、動画で実際にプレゼンテーションしている様子が分かると伝わる情報が全然違いますので、もしもそういうことが可能であれば、やってみてはどうかと思いました。

何かお考えのところがあればよろしくお願いします。

【菱沼官房参事官】御指摘ありがとうございます。内部の職員向けの講演会等につきましては、実は試行的に、もちろんお許しをいただいた講師の方のものに限りますが、見逃し配信といった形で録画、録音というものを職員向けに一定期間に限ってですが、公開するということ始めております。これは今後とも定着させていこうと考えております。

お尋ねのありました一般の方向け、事業者等向けのイベントの動画ということにつきましても、これも非常に有益な御示唆をいただいたと思いますので、実行できるかどうかというところを考えてみたいと思います。

どうもありがとうございます。

【石黒官房総務課長補佐】 その他御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。では、南島委員、お願いいたします。

【南島委員】 南島でございます。御説明等ありがとうございます。

必要性の観点について御質問がありまして、実績評価書資料12頁ぐらいからの必要性のところを拝見しておりますと、この事業自体、CPRCの取組自体が大変充実したものであるということは分かりました。

記述の仕方に関する疑問なのですが、実績評価書資料13頁のアの項目名は「研究活動に係る情報発信等による事業者等における競争法・競争政策に対する理解・関心向上」と書かれていて、タイトルのとおり理解や関心を向上させるというお話だと有効性に近いのかなと、今までの他の政策の説明だと有効性にカテゴライズされるような気がしました。しかし、中身を見ると、我が国の競争政策の発展にとって極めて重要であると書かれており、ニーズ、関心も高いので、それに対応しているのだと書かれており、これは必要性の議論だなと思いましたので、タイトルの問題なのかなと思いました。

アの(イ)では、CPRCウェブサイト已全部の情報がまとめられているというのが結論になっていて、まとめられているから必要だというのは、ということなのかなと思いました。その次に、「以上から」ということでセミナーやウェブサイトの必要性が記載されているのですが、(イ)のウェブサイトに関する記載が、必要性の訴えに余り見えなくて、何か意図があるのかなと思いました。

イの方は、「研究内容に対する職員の関心向上及び研究成果に関する職員の理解増進」と書いてあるので、またタイトルとしては有効性に近い記述かなと思いました。

(ア)の方は、検討会報告書及びDPは業務の参考とすることができるので、執務上必要だという話をしているのかなと思いました。(イ)の方は、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資することを目的として行っていると記載されているので、これは事業の目的を記載しているのかなと思いました。(イ)の最後の落ちは「理解を深めることができる」となっていますが、これは必要性なのかなと思いました。有効性の話が混ざっていないかなと思いながら拝見していました。

必要性というと、通常は根拠法とか、これが競争政策にとって必要だという話を端的に書いていただくということでもいいかなと思います。有効性に関わることは有効性のところでも繰り返されているので、整理してもいいのかなと思いました。

以上はコメントになります。質問はC P R Cの根拠規定とか根拠法というのはどういう形になっているのでしょうか、それを書いた方がいいのかなと思いましたので、それを教えていただければと思います。

【菱沼官房参事官】ありがとうございます。

実績評価書資料の書き方について、確かに御指摘の点は、当てはまる部分は多々あるということだと思います。

お尋ねのありましたC P R Cの根拠規定については、飽くまで内部規定、公正取引委員会の訓令という形で定めているということもあって、外向けに出すということは考えておりませんでした。

【南島委員】そうすると、訓令をそのまま記載する必要はないと思いますが、拝見してないので、何とも言えないのですが、例えば法学者、実務家、経済学者による三者協働とか、そういう趣旨のことが書かれていたり、執務上の研究の重要性みたいなことが書かれていたりしているのかなと思いますので、ひょっとしたらそういった記載が使えるかもしれないなと思いました。

訓令そのものを出していただく必要はありませんが、その趣旨を再現して、ここで必要性を記載していただくことは可能ではないかと思われるという点をコメントにしておきたいと思います。

ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】御指摘ありがとうございます。

【石黒官房総務課長補佐】ありがとうございました。それでは、小林委員からお願いいたします。

【小林委員】ありがとうございます。3点、簡単なコメントです。

基本的に非常に精力的に活動されていて、成果も出ているというのはよく分かりましたので、細かい本質的ではないところなのですが、一つ目は先ほどの成果の普及のところの必要性の南島委員の話とも少し関連するのですが、必要性があるというのは根拠を記載することも必要だと思うのですが、こういうことが世の中に求められている、例えば、今やっているシンポジウムが世の中に求められているものなんだといったことが書けるといいのかなと思っています。これはもしかしたらアンケートのところで私が聞き漏らしている部分で、既にカバーされているのかもしれないのですが、時機に合ったものになっているという点をもう少し記載するといいいのかなと思います。

た。

二つ目は、中身がちゃんと分かっているわけではないのですが、職員向けにアンケートをしているというのは非常に面白いなと思っており、こういう活動で職員向けアンケートを取るというのは必ずしも多くないと思うのですが、改善点みたいなものはアンケートで出てきているのでしょうか。例えば、BBLのテーマをこのようにしてほしいとか、このようなことに実務上困っているから研究してほしいとか、そういう単に時機に合っているということだけではなく、改善するとしたらどんなことがあり得るかということがアンケートでもし取れているのであれば、今後の改善につなげていければいいのかなと思います。

三つ目は、これは担当課室というよりは、官房に向けての御質問になってしまうかもしれないのですが、ある意味基礎的な実証研究や理論研究は、すぐには役に立つものではないことはたくさんあると思います。DPとかは、どうしても本数とかでカウントせざるを得ないのだと思うのですが、だとすると実はなかなか簡単には評価になりにくいテーマでもあるのかなと思いました。つまり基礎的な理論研究や基礎的な実証研究は、じわじわ基礎体力をつけるようなものだとすると、そう簡単に政策評価しにくいテーマでもあるのかなと思っています。ある意味、政策評価の俎上に積極的に載せるべきものと載せないものは、どうやって腑分けしていくのがいいのだろうかと感じたところでございます。

【菱沼官房参事官】ありがとうございます。

成果の普及の必要性につきましては、先ほど南島委員からの御指摘もありましたので、書き方についてはもう一工夫、二工夫必要かなということで思いを新たにしております。

そして、職員向けのアンケートにつきましては、実績評価書資料17頁の脚注のところで読んだディスカッション・ペーパーが有益だというところだけを紹介しているのですけれども、当然職員でありながらディスカッション・ペーパーを読んだことがないという者も多々ございます。その理由を振り返って聞いてみますと、そもそもディスカッション・ペーパーの存在を知らなかったという者がその中では多かったということでございます。また、例えば、もうちょっと気軽に読めるような内容や分量にするためにディスカッション・ペーパーの概要を易しく説明するノンテクニカルサマリーを作って、それを職員に見てもらうというようなことであったり、あるいはもうち

よっと職員になじみのある様々なテーマを取り上げてほしいであったり、色々改善すべき点を寄せてもらいましたので、今後、それに沿って事務総局の中で取り組んでいきたいと考えております。

それから、三つ目のそもそも政策評価というものになじむのかという点については、特に研究という側面、職員の理解向上という切り口もそうなのですが、そもそも研究水準がいかにあるべきか、それをどのように評価するかというのは、CPRC事務局としましても非常にいつも悩んでいるところでございます。例えば論文の内容であれば他の先生に査読とは言いませんが、読んでコメントをいただいたりといったことも必要かなどと色々考えているところです。なかなか測定指標という形で毎年測定をして、公表していくという部分になじみにくいところも全く御指摘のとおりだと思っておりますので、答えを持ち合わせていないのですが、小林委員の御指摘については非常に同感できると考えております。

ありがとうございます。

【小林委員】ありがとうございます。

2点目のところは、今非常にいい指摘がたくさんあったと思うので、是非改善の視点として評価書の中にも入れられるといいのかなと思いました。

3点目は、一応誤解なきようにということで申し上げますと、私は研究成果の質を測ってほしいという意味よりは、どちらにしろ研究の質を測定できないのだから、手間を掛けて評価をする意味というのがどこまであるのかなというつぶやきみたいなものでした。すみません。ありがとうございます。

【石黒官房総務課長補佐】ありがとうございます。

やや時間が押してきているところがございますので、大変恐縮ですが、回答又は質問に当たりましては、可能な範囲で短めに進めさせていただければと思います。

それでは、池谷委員、お願いいたします。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

今、小林委員が御質問されたアンケートのところなのですが、小林委員がお話しになった定性的な評価がこのプロジェクトにとっては特に重要な成果が出てくるところだと思っています。また、アンケートの結果では、80%近くが理解・関心が向上したとおっしゃっているわけで、それが具体的にどういうものなのか把握できるようにするとよいと思います。企画する側の意図として、こういうトピックのあるテーマを取

り上げていますとか、そういう意図を出して、意図にどれだけの成果が出たのかなというようなことをお考えになるとよいと思います。もう一つ、小林委員がおっしゃったように、職員からのアワードのようなものがそこに重なるとうまく今後役に立って、主催者側の意図がどこまで浸透できたかというのが分かるのではないのかなと思いました。

その辺について御意見、既に御検討されている中身がありましたら教えていただければと思います。

【菱沼官房参事官】ありがとうございます。

公開イベントについては、先ほどもお話があったと思いますが、なるべく時機にかなうテーマを取り上げて、いかに事業者、あるいは実務家の方に受け入れていただくかということが大事かと思います。

池谷委員から御指摘いただいた、意図に対してどのぐらいの成果があったかというところについては、もうちょっとアンケートの聞き方を工夫してみたいと思います。確かに先ほど御紹介したような満足度的なところでとどまっておりますので、聞き方を考えられるところは考えてみたいと思います。

ありがとうございます。

【石黒官房総務課長補佐】それでは、多田委員からお願いいたします。

【多田委員】手短に一言コメントのみです。

私自身、今年の3月にグリーン成長の国際シンポジウムに参加させていただき、オンライン開催の威力を実感しました。お二人のゲストの方はオンライン参加であり、従来公開シンポジウムをやると、海外の方に来ていただくロジが大変かなと思ったのですが、オンラインで実施する場合は、ゲストの方のお時間が合えばお声掛けしやすい環境なのではないかと思いました。

実績評価書資料の15頁のアンケート結果を拝見していますと、海外の直接の当事者から講演をいただくと参考になるという声もあるようなので、大仕掛けの国際シンポジウムではなく、先方との都合が合えばオンラインで御講演いただくという機会を増やすと、職員の理解も深まるものと思います。

以上です。簡単なコメントです。

【菱沼官房参事官】御指摘を踏まえて、今後の活動の内容を考えていきたいと思いません。ありがとうございます。

【石黒官房総務課長補佐】ありがとうございました。

競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化についてはこれで終了とさせていただきます。

これより担当者の入替えを行います。

時間が押しておりますので、可能な限りでスピーディーに進行していきたいと考えております。少々お待ちください。

【菱沼官房参事官】それでは、続きまして政府規制分野等に係る調査・検討及び評価について担当課より説明いたします。

〔資料３－１標準様式（案）「政府規制分野等に係る調査・検討及び評価」及び資料３－２実績評価書資料（案）「政府規制分野等に係る調査・検討及び評価」を説明〕

【菱沼官房参事官】それでは、ただいまの説明に関しまして御質問、コメントがありましたらお願いしたいと思います。南島先生、お願いします。

【南島委員】とても分かりやすい御説明ありがとうございました。質問は２点です。

１点目、政策評価法の９条、政策評価法の施行令の３条第６項、これが規制評価の根拠規定ですけれども、チェックリストはすごくいいものだと思いますが、これとの関係はどうなっているのかを教えてくださいなければ有り難いと思います。

２点目は、最後に御説明いただきましたアクセス件数の目標を５,０００から１万にいきなり倍増というのは根拠が何かおありなのか、気合を見せていただいているということなのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

補足ですが、政策評価法の９条は、事前評価を政策評価法の下で定めております。そこには規制の話は入っていないのですが、施行令の方で規制の方は書き込まれており、政策評価法施行令３条６項で規制の評価をやる旨が記載されています。法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により規制を新設し、若しくは廃止し又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策が規制の評価の対象になっています。今御説明いただいた競争評価のチェックリストは、規制の評価と何か関係があるのでしょうか、ないのでしょうかという質問でした。

【小室調整課長】それにつきましては、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」というのが平成１９年に作られておりまして、それが平成２９年に改定されております。当該ガイドラインにおきまして、副次的な影響及び波及的な影響の把握という項目があり、その中にこの競争評価の話も含まれるということで理解しているところで

ございます。

【南島委員】こちらは何か総務省と協力してやっていらっしゃるというわけではないですね。

【小室調整課長】当然こういったガイドラインに基づいて競争評価をやるということについては、総務省とよく調整をして実施しているところでございます。

【南島委員】チェックリストを書くと、規制評価をやったということになるのですか。

【高山調整課長補佐】規制評価のうち、副次的な影響及び波及的な影響の把握という項目で競争評価を行うという立て付けになっておりますので、規制評価はやっていただき、更にその中で競争評価もやっていただくことになっております。チェックリストはその際に総務省に提出されることになっており、総務省に提出されたものが当委員会に送られてくるという形で実施しております。

【南島委員】分かりました。ありがとうございます。

【小室調整課長】2点目のいきなり倍にするのはということでございますが、有り難い御指摘ではございますが、実績評価書資料の2頁を見ますと、アクセス件数が最近はかなり多くなってきています。携帯電話の話やシステム調達の話、それからフィンテックの話など、世の中の注目を集めるような調査を実施している結果かと思いますが、令和3年度の実績値が38,000件まで来ているということを考えると、ある意味気合を入れて目標値を倍ぐらいにしてよいのではないかとということで、目標を高めを設定させていただきました。

【南島委員】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】小林委員、お願いいたします。

【小林委員】ありがとうございます。

基本的にはとてもいいと思いました。とても細かいところなのですが、南島委員がおっしゃったところで、目標はあるべき姿から逆算するべきものなのかなと考えており、何となく今3万件だったから1万件はいけるかなというのは、気分としては非常に分かるのですが、その設定根拠でいいのかなというのは私も若干気になったところです。

【菱沼官房参事官】中村委員、お願いいたします。

【中村委員】私からは、競争評価チェックリストについてのお話を聞きたいなと思います。かつて精査を行った際、必ずしも競争評価に上手く繋がっていないものがあつた

ので、チェックリストを使って評価をやる必要があるのだという説明がありました。そうすると、その後、公正取引委員会が各府省に指摘をして、各府省の政策が改善されたということがあると思われます。チェックリストをどのくらい使っているかという点については100%であるという数字があったのですが、一番重要なのは、ちゃんとしたものに変えていくというところだと思うので、そこがどうなったのかという点を教えていただければと思います。また、何年間か既にやっているの、今更、改善点などはないのかもしれませんが、例えば、この後デジタルの話もありますが、新しい世の中の動きに応じて競争評価も各府省がどのように対応していくのかということについて、公正取引委員会としても色々打ち出していくといったことがもしあるとすると、今までのチェックリストでのチェックの仕方とこれからのチェックリストでのチェックの仕方などが変わってくるかもしれないなと思いました。そうすると、政策評価として何を見ていくのかという点も変わってくると思いましたので、そのあたりの実態を教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

【小室調整課長】御質問ありがとうございます。

各省庁が行っている競争評価チェックリストについては、御説明させていただいたように、競争評価検討会議において、各省庁から上がってくるものについて、事後的に御議論いただいて、この質問に対するこの答え方はちょっとおかしいよね、もっと具体的に書かなければいけないし、あるいは代替案を書かなければいけないといったように、本来期待されるチェックリストの役割が果たされていないものがあった場合に、各省庁に対して、既に提出されてきているものではございますので、次回からきちんとそういったことを注意してやってくださいということをやってきております。それは年に2回か3回、競争評価検討会議が終わった後に事務連絡として各省庁に対してそういった注意喚起をしており、その結果改善されていると認識していますので、そこはサイクルとしては回っているのではないかと考えています。

他方、今後につきましては、我々が作った競争評価チェックリストは時代に応じて中身を変えていくということもしていかなければいけないわけですが、他に考えられるのは、現在、規制の事前評価という枠組みで競争評価を実施しているのですが、今後、事後評価という大きな政策評価の動きの中で、どういうふうに競争評価が影響を与えているのかといったことも分析をして改善を図っていくということは我々の方と

しても考えております。また、今申し上げたように、結果としての競争評価については、法律を作る最後の最後になってチェックするケースが多くなっているのです、より早い段階でやってもらうことが効果的な規制を作る、競争に対してよい影響を与えるような規制の制定に役立つのではないかと考えているので、我々の方としても具体的なやり方については見直しを行っていきたいと考えています。

【菱沼官房参事官】続いて池谷委員、お願いいたします。

【池谷委員】ありがとうございます。

私は、先ほどから皆さんが御指摘しているアクセス件数の目標値を5,000件から10,000件に変更するということで、測定指標そのものが過去の数値と比べて圧倒的に飛躍した年だと思っており、それはすばらしいなという評価をしていたのですが、皆さんが指摘しているようにその目標設定の根拠は何かと言われると、必ずしも数字を取るためにやっているわけではないので、現在の数値におごることなく、これだけ上がってきたアクセス件数を維持して、かつ世の中に貢献できるようにしていきたいというスタンスなのかなと聞いていて思ったのですが、その辺どのようにお考えになっているか、御意見があれば教えていただけたらと思います。

【小室調整課長】御質問ありがとうございます。

何を目標の数値にするかということについては、なかなか難しいと言いましょうか、色々な考え方があろうかと思えます。今日、皆様からそういう話を聞いて、そのとおりだなと思ったところございまして、確かに令和2年度、3年度とかなり大きく増えておりますが、我々としてもこれを維持していくと言いましょうか、こういった成功体験をよく分析して結果に結びつけていくということはやっていかなければいけないと思っております。若干繰り返しになりますが、実績評価書資料の2頁を御覧いただきますと、⑥の携帯電話の報告書については1万件以上のアクセスがあり、それから⑧のシステム調達につきまして、14,000件のアクセスがありました。これらにつきましては、報告書を公表する際に新聞、テレビ、マスコミ等でよく報道されたということもあろうかと思うのですが、世の中において携帯電話については改善の必要性が高かったらうと、それからシステム調達についても大きな問題があるだらうという世の中の関心がすごく高い事項について、我々の方としてもよくそういったテーマを選定して、うまく情報を盛り込んでまとめ上げたという中身の話になってしまうわけですが、そういった分析をこれからも続けていって、結果としてアクセス件

数が増えていくということになるかと思しますので、そういった形で世の中に必要とされている仕事をしていくという観点から、新たな目標は1万としているわけですが、この38,000なり27,000という数字が維持できるように、引き続き努力してまいりたいと考えています。

【池谷委員】大変結構だと思います。ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】多田委員、お願いいたします。

【多田委員】先ほど御説明の中で、事前の評価ということに加えて事後の評価というところも話がありました。その関連で、実績評価書資料の2頁の報告書へのアクセス件数につきまして、携帯電話については平成30年と令和3年という形でフォローアップ調査を実施しておられると思います。このような取組が世の中の関心を引き、そのことが直接、間接的に規制の改善と言いますか、競争の改善に向けて動いているのではないかという印象を持っています。

市場の状況が変わっているところもあると思いますので、テーマによっては1回きりではなく、継続的なフォローアップも必要だと思います。1回だけではなく、継続的なフォローをしていただくと、より効果的ではないかと思います。

以上です。

【小室調整課長】コメントありがとうございます。

正に御指摘のとおりだと、我々としても考えておりました、実績評価書資料の2頁の表で言いますと④、⑤につきましては23,000ということで非常にアクセス件数が高く、これら家計簿サービスの調査とQRコードを用いたキャッシュレス決済に関する調査は両方ともフィンテックの調査ということであり、この二つの調査については今年の3月からフォローアップ調査を開始したところです。また、⑧の情報システム調達に関しましても、これはまだフォローアップ調査を始めたわけではないのですが、報告書の中でフォローアップが必要という評価をしておりますので、正にこういったニーズが高いものについてしっかりフォローアップしていく、またそのフォローアップが注目を集めるといったように、こういったいい循環で実態調査を行っていきたいと考えています。

【菱沼官房参事官】よろしいでしょうか。ありがとうございました。

政府規制分野等に係る調査・検討及び評価についてはこれで終了とさせていただきます。

それでは、最後になります。

デジタル市場における競争環境の整備について担当室より説明いたします。オンラインでの参加でございます。

〔資料４－１標準様式（案）「デジタル市場における競争環境の整備」及び資料４－２実績評価書資料（案）「デジタル市場における競争環境の整備」を説明〕

【菱沼官房参事官】それでは、ただいまの説明に関しまして政策評価委員の方から御質問、コメントを頂戴したいと思います。

まず、多田委員からお願いいたします。

【多田委員】１点確認的な御質問なのですが、飲食店ポータルサイトの実態調査を２年前に公表しているかと思えます。こちらは今回の政策評価の対象外でしょうか。今になって見てみますと、当時としては随分画期的な内容だったと思えました。このような報告書を既に公表していたというのは、先見性があったと言いますか、具体的に効果があったのかなと思ったのですが、この実態調査は今回の政策評価の対象外なんでしょうか。

【寺西デジタル市場企画調査室長】ありがとうございます。

御質問いただいた飲食店ポータルに関する実態調査報告書は、担当がデジタル市場企画調査室ではなく、取引調査室になりますので、恐縮ながら今回の対象外ということでございます。

他方でアルゴリズムに関連いたしましては、先ほど少し申し上げましたように、有識者を集めてアルゴリズム・ＡＩと競争政策に関する理論的な検討を行った結果を令和２年の３月３１日に公表しておりまして、もちろん飲食店ポータルという特定の分野に関するものではないのですが、アルゴリズムに関連する論点を並べておりますので、一定程度関連するものと思えます。そちらは今回の評価の中に入っております。

【多田委員】ありがとうございます。

【菱沼官房参事官】他の委員の方々いかがでしょうか。中村委員、お願いいたします。

【中村委員】私の方はシンプルなことなのですが、外部の有識者からの意見聴取の件数が減っているというところが目に付きました。恐らくは初年度のうちに大分色々と勉強されて、だんだん論点も整理されてきたので、外部の専門家を招くということが減っているのかなと理解しております。そうすると、今は公正取引委員会の方から講師派遣や講習会等をして、独禁法上の考え方を打ち出す段階に入っていると思うの

ですが、デジタルというものはまだ色々な考え方があり、公正取引委員会でも完全に考え方を固めているというわけではないと思います。

デジタルに関する講演会等では、参加者から、これはどう考えればよいのかというある種フィードバックのようなものについて、通常の講演会に比べて、非常に価値が高いものが得られるのではないかと思います。そうすると、そういうものを積極的に拾うということを既にやっていらっしゃると思うのですが、それがどういう形で行われているのか、またそこでどういうものが拾えているのかといったことも評価の対象としてもよいのかなと思いました。何かお考えのことがあればお願いします。

【寺西デジタル市場企画調査室長】御指摘頂戴いたしましてありがとうございます。

おっしゃるように、この分野だけではないと思うのですが、私どもが実態調査報告書や研究会報告書を公表した後に周知活動をしていく中で、様々なフィードバックが寄せられるというのは御指摘のとおりでございます。私自身の経験の範囲で申し上げますと、アルゴリズムに関する報告書に関しては、実際にこのように使っているのだけれども問題となり得るのかといったようなお声が寄せられたこともありました。正にそれ自身が報告書の成果ではあったのかなと思っており、アルゴリズム・AIの報告書のような研究会報告書、あるいは様々な実態調査の報告書を出すことによって、これがもしかして独禁法の問題かもしれないという気付きを与えているということは、一つの効果なのかなと思っております。もちろん私どものフィードバックとしても使えればと思っていますし、対象となる事業者に気付きを与えたという点でも効果があったと思っています。その件数などを測るというのはなかなか難しいところはあるかもしれませんが、参加者からのフィードバックが有益であるという点は意識してこれから取組を進めてまいりたいと思っています。

【菱沼官房参事官】いかがでしょうか。では、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】どうもありがとうございます。

非常に重要なテーマだなと思いました。デジタル市場は多分今までの独禁法というか、ミクロ経済学的な世界での独禁法の考え方は必ずしも適用できないということで、そういった考え方を整理することがプラットフォームビジネスにおいて特に重要になってくるとのことだと理解したのですが、私が不勉強で恐縮なのですが、この報告書を見ると事業者の予見可能性というのは高まるのでしょうか。つまり、実態が分かるということが、どういうときに独占禁止法の対象になり得るかというところまで事

業者の方が分かるものなのかというのがちょっと分からなかったので教えていただければと思います。

【寺西デジタル市場企画調査室長】御指摘いただきましてありがとうございます。

私どもの実態調査報告書というものがどういうものかということをもまず御説明申し上げるべきでしたが、デジタル分野の実態調査としては、これまでオンラインモール、アプリストア及びデジタル広告に関する調査を実施しております。

その名のとおり、どのようなプレイヤーがいて、どのような取引関係があるかという取引の実態を調べるということもあるのですが、それらに加え、対象分野において広くアンケート調査を行うこともあります。例えば、プラットフォームを利用している事業者の方であるとか、消費者の方からもアンケートを取ることがあります。その中で、こういった行為が行われているというような、具体的な行為などに関する御意見が寄せられることがあります。実態調査でございまして、違反事件の調査ではないので、それが実際に行われているかとか、違反であるかということ进行调查するわけではないのですが、そのような懸念などの声を受け、仮にこのようなことがあったら、こういった場合には違反になり得るといったような考え方も併せて実態調査報告書の中で指摘しております。そのような指摘をすることによって、それを読んだ関係事業者が御自身のビジネスにおいて未然防止に役立てていただくということを目的としております。このように、報告書には取引実態だけではなく、調査の中で寄せられた懸念などに対して独占禁止法上の考え方を明らかにするというのもしておりますので、そこが違反の未然防止につながると申し上げた部分でございます。

【小林委員】私の理解不足で失礼いたしました。どうもありがとうございました。非常によく分かりました。ありがとうございます。

【菱沼官房参事官】南島委員は何か御質問なりコメントございますでしょうか。

【南島委員】ありがとうございます。

デジタルプラットフォームの問題をどのようにして独禁法上の課題として捉え、政策的に展開していくかというのは、大変難しそうな問題だなと思いながらお話を伺っておりました。評価書については特にございません。

【菱沼官房参事官】池谷委員、いかがですか。

【池谷委員】私も南島委員がおっしゃったように、引き続き維持・推進していただければ思っております。

ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】ありがとうございます。よろしいでしょうか。

デジタル市場における競争環境の整備につきましてはこれで終了とさせていただきます。デジタル市場企画調整室の皆様、退室いただいて結構でございます。

【寺西デジタル市場企画調査室長】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】それでは、4施策の議論が終了いたしましたので、最後に改めまして官房政策立案総括審議官の田辺から一言挨拶がございます。

【田辺官房政策立案総括審議官】政策評価委員の皆様、本日は有益なコメントを多数頂戴しまして誠にありがとうございました。

当委員会では6月16日に、今後の競争政策の運営の基本方針とも言うべきアドボカシーとエンフォースメントの連携強化に関するステイトメントを出しております。

取引慣行とか規制によって競争が働いていない分野、そういった分野を調査して、取引慣行の改善や規制の見直しを提言することを我々はアドボカシーと呼んでおり、アドボカシー機能の抜本的な強化ということがよく言われていることも踏まえ、今後力を入れていくことにしております。

本日御審議いただいたうち、特に後半の政府規制分野の調査ですとかデジタル分野の取組、こういったものについては正にアドボカシー的な要素が強い取組と考えており、当委員会としても今日いただいた御指摘なども踏まえ、一層、効果的な政策の運営に努めてまいりたいと考えております。政策評価委員の皆様におかれましても、引き続き御指導のほどをよろしくお願いいたします。

なお、今年度は現在の政策評価基本計画の最終年度ということになっておりまして、今後、来年度以降の基本計画の検討を行ってまいりますところ、委員の皆様にも御意見賜りながら進めてまいりたいと思っております。こちらについてもどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】それでは、これをもちまして令和4年度公正取引委員会政策評価委員会を閉会とさせていただきます。本日の議事録につきましては、政策評価委員の皆様にご確認をいただいた上でホームページにて公開したいと思います。

本日は予定されていた時間を超え、長時間にわたりまして御議論いただきましてどうもありがとうございました。

適宜御退室いただければと思います。

本日はありがとうございました。